

農林水産省職員・独立
行政法人・国立研究
開発法人機関
職員・退職者の
皆様へ

現在ご加入の団体傷害保険（交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、
普通傷害保険、家族傷害保険）は9月1日で満期となります。

〔農林水産省職員・独立行政法人・国立研究開発法人機関職員・退職者専用〕

この保険の特長は

- 団体契約ですから、お支払いいただく保険料は団体割引が適用され、個人で加入されるより割安です。
- 保険金は、国家公務員共済、生命保険等と関係なくお支払いします。

団体傷害保険のおすすめ

締切日：8月3日 保険期間：平成30年9月1日から平成31年9月1日までの1年間

個人で
加入するより
約15%割安
です!!
(団体割引15%、
損害率による割増引0%)

注) 団体割引率は前年度の被保険者
1,000名以上の場合の割引率です。
※年度の被保険者数が1,000名を下回
た場合は、翌年度の保険金額が変更
されます。
た、損害率による割増引は
保険金の支払状況に
基づいて、毎年見直し
ます。



ある日 突然の傷害事故に備えて 各種傷害保険のご案内

家族コース (あなたが加入するとご家族全員が補償の対象になります。)

家族傷害保険 (賠償責任補償特約付) ※1 国内のみ示談交渉サービス付

- 日本国内・国外を問わず、交通事故、公務中の事故、ご家庭内での事故、運動中の事故、旅行中の事故など急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。また、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 本人が加入されれば、配偶者ならびに本人または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」が補償の対象になります。なお、本人と本人以外の方との続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●こんな時に保険金をお支払いします。



●保険金額・保険料 (次の3タイプの中から1つ (1口) お選びください。)

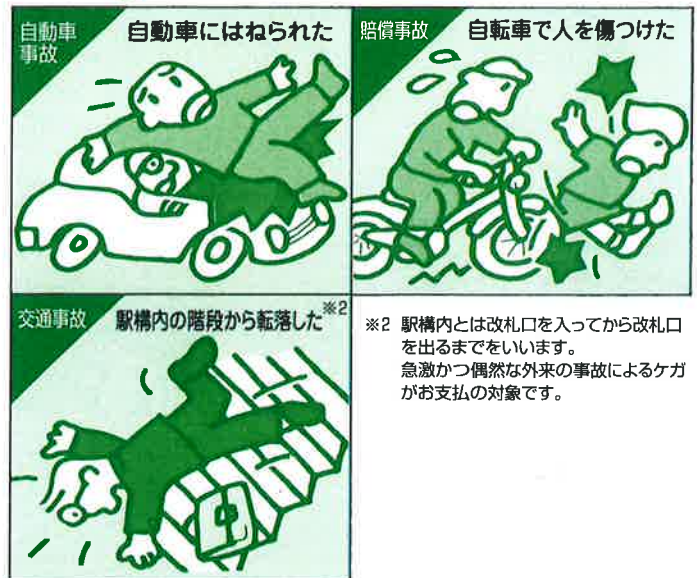
| 被保険者 および 保険金額 | | 契約タイプ | | | |
|---------------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | | 毎月の保険料 | S3 | U3 | V3 |
| 傷 害 | 本人 | 死亡・後遺障害 | 80万円 | 130万円 | 210万円 |
| | | 入院保険金日額 | 1,200円 | 2,400円 | 4,200円 |
| | | 通院保険金日額 | 600円 | 1,500円 | 2,300円 |
| | 配偶者 | 死亡・後遺障害 | 60万円 | 100万円 | 150万円 |
| | | 入院保険金日額 | 1,000円 | 2,100円 | 3,200円 |
| | | 通院保険金日額 | 500円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 親族 (1名 あたり) | 死亡・後遺障害 | 50万円 | 70万円 | 100万円 | |
| | 入院保険金日額 | 800円 | 1,800円 | 2,200円 | |
| | 通院保険金日額 | 400円 | 800円 | 1,300円 | |
| 賠償責任 (賠償事故解決特約付) | | 3,000万円 | | | |

(注) 被保険者(本人)の年齢が満80歳以上の方の継続契約の保険金額を引き下げます。家族傷害保険のU3、V3の既加入者で満80歳以上の方の継続契約はS3に移行いたします。なお、S3に移行される方は、S3とDK2(個人コース)の両方のタイプにはご加入できません。

ファミリー交通傷害保険 (賠償責任補償特約付) ※1 国内のみ示談交渉サービス付

- 日本国内・国外を問わず、交通事故によるケガ、乗物の火災によるケガに限定して保険金をお支払いします。また、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 本人が加入されれば、配偶者ならびに本人または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」が補償の対象になります。なお、本人と本人以外の方との続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●こんな時に保険金をお支払いします。



※2 駅構内とは改札口を入ってから改札口を出るまでをいいます。急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払の対象です。

●保険金額・保険料 (次の3タイプの中から1つ (1口) お選びください。)

| 被保険者 および 保険金額 | | 契約タイプ | | | |
|---------------------|---------|---------|--------|--------|---------|
| | | 毎月の保険料 | L4 | M4 | N4 |
| 傷 害 | 本人 | 死亡・後遺障害 | 650万円 | 800万円 | 1,180万円 |
| | | 入院保険金日額 | 3,500円 | 5,500円 | 6,000円 |
| | | 通院保険金日額 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 |
| | 配偶者 | 死亡・後遺障害 | 400万円 | 650万円 | 850万円 |
| | | 入院保険金日額 | 2,500円 | 3,400円 | 4,000円 |
| | | 通院保険金日額 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 親族 (1名 あたり) | 死亡・後遺障害 | 250万円 | 450万円 | 550万円 | |
| | 入院保険金日額 | 1,700円 | 2,400円 | 3,000円 | |
| | 通院保険金日額 | 800円 | 1,400円 | 2,000円 | |
| 賠償責任 (賠償事故解決特約付) | | 3,000万円 | | | |

※1 「賠償事故解決特約」を付帯することにより、示談交渉サービスを受けることができます。賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、共栄火災が選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

ある日 突然の傷害事故に備えて 各種傷害保険のご案内

家族コース (あなたが加入するとご家族全員が補償の対象になります。)

家族傷害保険 (賠償責任補償特約付)

※1 国内のみ示談交渉サービス付

- 日本国内・国外を問わず、交通事故、公務中の事故、ご家庭内での事故、運動中の事故、旅行中の事故など急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。また、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 本人が加入されれば、配偶者ならびに本人または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」が補償の対象になります。なお、本人と本人以外の方との続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●こんな時に保険金をお支払いします。



●保険金額・保険料 (次の3タイプの中から1つ(1口)お選びください。)

| 被保険者 および 保険金額 | 契約タイプ | | | | |
|----------------------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 毎月の保険料 | S3 | U3 | V3 | |
| 傷 害 | 本人 | 死亡・後遺障害 | 80万円 | 130万円 | 210万円 |
| | | 入院保険金日額 | 1,200円 | 2,400円 | 4,200円 |
| | | 通院保険金日額 | 600円 | 1,500円 | 2,300円 |
| | 配偶者 | 死亡・後遺障害 | 60万円 | 100万円 | 150万円 |
| | | 入院保険金日額 | 1,000円 | 2,100円 | 3,200円 |
| | | 通院保険金日額 | 500円 | 1,200円 | 1,800円 |
| 親族 (1名 あたり) | 死亡・後遺障害 | 50万円 | 70万円 | 100万円 | |
| | 入院保険金日額 | 800円 | 1,800円 | 2,200円 | |
| | 通院保険金日額 | 400円 | 800円 | 1,300円 | |
| 賠償責任 (賠償事故解決特約付帯) | 保険金額 | 3,000万円 | | | |

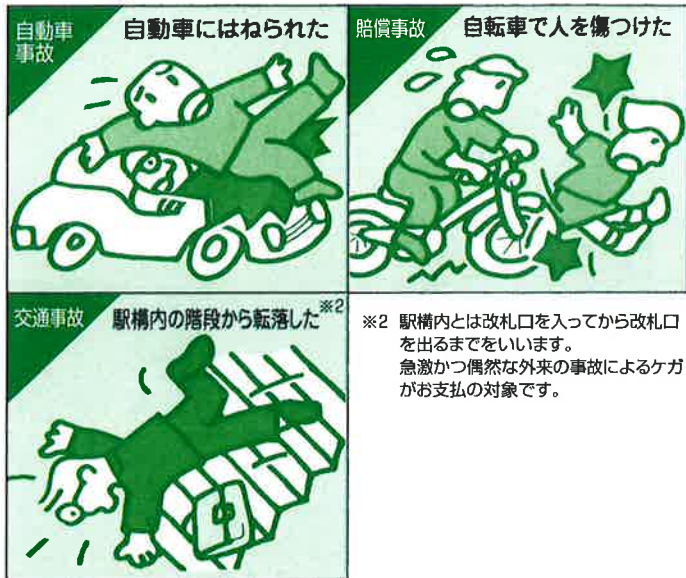
(注) 被保険者(本人)の年齢が満80歳以上の方の継続契約の保険金額を引き下げます。家族傷害保険のU3、V3の既加入者で満80歳以上の方の継続契約はS3に移行いたします。なお、S3に移行される方は、S3とDK2(個人コース)の両方のタイプにはご加入できません。

ファミリー交通傷害保険 (賠償責任補償特約付)

※1 国内のみ示談交渉サービス付

- 日本国内・国外を問わず、交通事故によるケガ、乗物の火災によるケガに限定して保険金をお支払いします。また、日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。
- 本人が加入されれば、配偶者ならびに本人または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」が補償の対象になります。なお、本人と本人以外の方との続柄は、保険金支払の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●こんな時に保険金をお支払いします。



※2 駅構内とは改札口を入ってから改札口を出るまでをいいます。急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払の対象です。

●保険金額・保険料 (次の3タイプの中から1つ(1口)お選びください。)

| 被保険者 および 保険金額 | 契約タイプ | | | | |
|----------------------|---------|---------|--------|--------|---------|
| | 毎月の保険料 | L4 | M4 | N4 | |
| 傷 害 | 本人 | 死亡・後遺障害 | 650万円 | 800万円 | 1,180万円 |
| | | 入院保険金日額 | 3,500円 | 5,500円 | 8,000円 |
| | | 通院保険金日額 | 2,000円 | 3,000円 | 4,000円 |
| | 配偶者 | 死亡・後遺障害 | 400万円 | 650万円 | 850万円 |
| | | 入院保険金日額 | 2,500円 | 3,400円 | 4,000円 |
| | | 通院保険金日額 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 親族 (1名 あたり) | 死亡・後遺障害 | 250万円 | 450万円 | 550万円 | |
| | 入院保険金日額 | 1,700円 | 2,400円 | 3,000円 | |
| | 通院保険金日額 | 800円 | 1,400円 | 2,000円 | |
| 賠償責任 (賠償事故解決特約付帯) | 保険金額 | 3,000万円 | | | |

※1 「賠償事故解決特約」を付帯することにより、示談交渉サービスを受けることができます。賠償責任補償特約(示談交渉サービス付)の対象となる日本国内において生じた賠償事故について被保険者のお申し出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、共栄火災は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。この場合、共栄火災が選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を共栄火災へ直接請求することもできます。

この保険契約は、農林水産省職員生活協同組合を保険契約者とし

個人コース (家族コースの補償では不足の方も追加で加入できます。)

普通傷害保険

- 日本国内・国外を問わず、交通事故、公務中の事故、ご家庭での事故、運動中の事故、旅行中の事故など急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。
- 加入依頼書に被保険者として記名された方のみが対象となります。構成員、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹が加入できます。なお、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問いません。他に、構成員と同居している親族も対象となります。

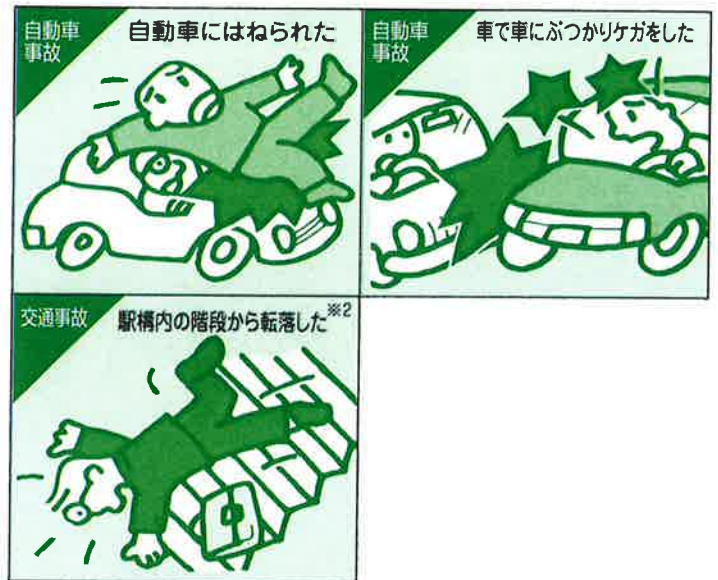
●こんな時に保険金をお支払いします。



交通事故傷害保険

- 日本国内・国外を問わず、交通事故によるケガ、乗物の火災によるケガに限定して保険金をお支払いします。
- 加入依頼書に被保険者として記名された方のみが対象となります。構成員、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹が加入できます。なお、「同居」「生計を共にする」「血族か姻族か」を問いません。他に、構成員と同居している親族も対象となります。

●こんな時に保険金をお支払いします。



※2 駅構内とは改札口を入ってから改札口を出るまでをいいます。急激かつ偶然な外来の事故によるケガがお支払いの対象です。

- 保険金額・保険料 (5口まで加入できます。5口加入しますと補償は5倍になります。DK2タイプは1口の加入に限ります。)

| 契約タイプ | | D2 | DK2 |
|-----------|---------|-----------------------------------|--------|
| 1口の毎月の保険料 | | 500円 <small>記名の個人1口につき</small> | 400円 |
| 保険金額 | 死亡・後遺障害 | 140万円 | 110万円 |
| | 入院保険金日額 | 1,800円 | 1,500円 |
| | 通院保険金日額 | 1,000円 | 800円 |

- 保険金額・保険料 (2口まで加入できます。2口加入しますと補償は2倍になります。)

| 契約タイプ | | C1 |
|-----------|---------|-----------------------------------|
| 1口の毎月の保険料 | | 500円 <small>記名の個人1口につき</small> |
| 保険金額 | 死亡・後遺障害 | 380万円 |
| | 入院保険金日額 | 4,500円 |
| | 通院保険金日額 | 2,500円 |

(注) 被保険者(本人)の年齢が満80歳以上の方の継続契約の保険金額を引き下げます。
普通傷害保険のD2の既加入者で満80歳以上の方の継続契約はDK2に移行いたします。
なお、DK2に移行される方は、DK2とS3(家族コース)の両方のタイプにはご加入できません。

※1【ご注意ください】

家族コース(家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険)の賠償責任補償特約付のご契約にご加入の場合、次の場合には共栄火災は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。なお、その場合でも相手の方との示談交渉の円満な解決に向けたご相談に応じます。

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任補償特約の保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由もなく被保険者が共栄火災への協力を拒んだ場合
- 賠償責任事故について被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

加入方法

■加入申込

- 今回ご加入の方および中途加入の方は「団体契約専用加入依頼書」および「団体契約専用中途加入依頼書」でお申込みください。

■ご加入者

- 農林水産省職員生活協同組合員の方

■申込締切日

- 今回の締切は平成30年8月3日です。
- 中途加入の方は毎月20日です。

■保険期間(有効期間)

- 平成30年9月1日午後4時から平成31年9月1日午後4時までの1年間です。
- 中途加入の方は加入申込締切日の翌月1日午後4時から平成31年9月1日午後4時までとなります。

■保険料の集金

- 保険料は効力発生日の翌月からご指定の口座より引き落とします。(国立研究開発法人の一部を除く)(翌月払い)

■加入依頼書の送付先

- 加入依頼書は貴事業所関係を取りまとめている部署を経由して返信用封筒にて送付してください。

万一事故にあわれたときは

すみやかに下記までご連絡ください。

24時間事故受付サービス「あんしんほっとライン」
0120-044-077(通話料無料)

賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故の際に共栄火災が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」が付帯されています。

保険金をお支払いする場合

【普通傷害保険、家族傷害保険】

被保険者(保険の補償を受けられる方)が日本国内または国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされたとき、保険金をお支払いします。

【交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険】

被保険者が日本国内または国外を問わず、交通事故等(注)によりケガをされたとき、保険金をお支払いします。

(注)交通事故等とは以下のものをいいます。

- ・運行中の乗物(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- ・運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故。ただし正規の搭乗装置のある室内に搭乗している場合に限り。 (隔壁等により通行できないように仕切られている場所に搭乗中の場合を除きます。)
- ・乗客として駅などの乗降場の改札口に入ってから出るまでの乗降場構内における急激かつ偶然な外来の事故
- ・道路通行中、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触などの事故
- ・乗物の火災による事故

【賠償責任保険金】(特約)

被保険者が次の偶然な事故で他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

- ・被保険者本人の居住の用に供される住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故
- ・被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

お支払いする保険金

- 死亡保険金/事故によりケガ(※1)をされ事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

(注)すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、死亡・後遺障害保険金額からその金額を差し引いた額をお支払いします。

- 後遺障害保険金/事故によりケガ(※1)をされ事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

(注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

- 入院保険金/事故によりケガ(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。

(注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。

(注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。

- 手術保険金/事故によりケガ(※1)をされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術(※2)を受けられた場合以下の金額をお支払いします。

①入院中(注)に受けた手術の場合

入院保険金日額×10

②上記①以外の手術の場合

入院保険金日額×5

ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限り。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。

- 通院保険金/事故によりケガ(※1)をされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合、通院日数1日につき、通院保険金日額をお支払いします。(90日限度)

なお、通院には住診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

(注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。

(注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位(※4)を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等(※5)を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。

- 賠償責任保険金/日本国内・国外を問わず、被保険者が、次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合、損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額をお支払いします。損害賠償金は、1回の事故につき、損害賠償責任金額が限度となります。

(1)被保険者ご本人が居住する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

(2)被保険者の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故

※賠償責任の被保険者は次のとおりです。

・ご本人

・ご本人の配偶者

・ご本人またはその配偶者の同居のご親族

・ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま

・上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、その方の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族に限り。)

(注1)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。

(注2)他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。

(注3)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には、賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

[各コース共通]

- ・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・ご加入者の故意または重大な過失によるケガ(普通傷害保険、交通事故傷害保険の場合)
- ・けんかや自殺、犯罪行為を行うことによるケガ
- ・自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ・脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
- ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
- ・戦争、内乱、暴動などによるケガ(※3)
- ・自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
- ・むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(※)のないもの
- (※)医学的他覚所見とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。 など

[普通傷害保険、家族傷害保険]

- ・ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ

[交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険]

- ・職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ
- ・職務または実習のための船舶搭乗中のケガ
- ・ライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ

[賠償責任保険金](特約)

- ・ご加入者または被保険者の故意による損害賠償責任
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任
- ・戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(※3)
- ・核燃料物質の有害な特性による損害賠償責任
- ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。)
- ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ・他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任
- ・自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

(※1) ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(※2) 対象となる手術は、以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。

②先進医療に該当する医療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払いの対象外となるものがあります。

(※3) 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

(※4) 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨、胸骨等の約款に記載の部位をいいます。

(※5) キブス、キブスシーネ、ギブスシャーレまたはシーネ等の硬性の固定具をいいます。

[急激かつ偶然な外来の事故とは]

○急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと。

○偶然性＝事故発生が予知できない、意志に基づかないもの

○外来性＝身体の外からの作用によるもの

<上記3項目に該当しない例>

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの要因が病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。なお、ご加入者と加入者証記載の保険の補償を受けられる方(被保険者)が異なる場合は、このパンフレットの内容をご加入者よりご説明いただきますようお願い申し上げます。

・死亡保険金受取人は法定相続人となります。

・法定相続人以外の方を死亡保険金受取人として指定することはできません。

当保険での保険金支払例

| 事故年月 | 支払保険金 | 事故内容 |
|----------|------------|-----------------|
| 平成15年10月 | 316,000円 | 車にはねられ腰椎を圧迫骨折 |
| 16年9月 | 160,000円 | 強風で飛散したものに直撃し負傷 |
| 17年2月 | 225,000円 | 駐車中他の車に衝突され負傷 |
| 19年11月 | 3,143,500円 | バイク搭乗中、交通事故、死亡 |
| 19年12月 | 5,502,500円 | 歩行中、車とぶつかり、死亡 |
| 20年1月 | 1,200,000円 | 自転車搭乗中に転倒し、死亡 |
| 20年6月 | 4,067,200円 | 自宅で転倒し、後遺障害 |
| 20年10月 | 2,157,000円 | 自転車搭乗中に転倒し、後遺障害 |
| 21年11月 | 736,000円 | 自宅で転倒し、負傷 |
| 22年2月 | 4,004,600円 | 自宅で転倒し、死亡 |
| 23年4月 | 1,166,000円 | 自宅で転倒し、死亡 |
| 23年10月 | 506,000円 | 自転車搭乗中に、転倒し負傷 |
| 24年1月 | 272,500円 | 歩行中に転倒し、負傷 |

(注) 上記支払保険金の金額は過去の事例であり、実際にお支払いする保険金はご加入内容によって異なりますのでご了承ください。

●このチラシは普通傷害保険・交通事故傷害保険・家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険の概要をご説明したものです。ご不明な点は取扱代理店または共栄火災までご照会ください。なお、ご加入の際は「重要事項説明書」を必ずご一読ください。

○すでにご加入いただいている皆様には別途満期のご案内をさせていただいております「自動継続のお知らせ」をご覧ください。

この保険の詳しいことについてご相談があれば下記にご照会ください。

農林弘済サービス株式会社

TEL. (03) 3560-5977
FAX. (03) 3560-5978

保険契約者

農林水産省職員生活協同組合

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 TEL. (03) 5575-2170

取扱代理店

農林弘済サービス株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13 TEL. (03) 3560-5977

引受保険会社<幹事保険会社>

共栄火災海上保険株式会社

農林水産部 営業第一課
〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6 TEL. (03) 3504-2337